

《資料》

「認定医療社会福祉士制度」の紹介

An Introduction to "Certified Medical Social Worker System"

長野大学社会福祉学部 山田 恵美子
Emiko Yamada

はじめに

保健医療分野では看護師をはじめ理学療法士などが、それぞれの国家資格を基盤に専門性や資質の向上などを目的に、各職能団体である日本看護協会や日本理学療法士協会で専門資格制度や認定資格制度を確立している。社会福祉分野においては2007（平成19）年の「社会福祉士及び介護福祉士法」改正時に、衆議院厚生労働委員会が付帯事項として「社会的援助を必要とする者が増加していることにかんがみ、重度の認知症や障害を持つ者等への対応、サービス管理等の分野において、より専門的対応が出来る人材を育成するために、専門社会福祉士及び専門介護福祉士の仕組みについて早急に検討を行うこと」と述べ、専門社会福祉士の創設について言及している。

筆者が加入している医療ソーシャルワーカー（以下、「MSW」と略す。）の職能団体である日本医療社会福祉協会（旧日本医療社会事業協会、以下「日本協会」と略す。）は、2008年（平成20）度に医療ソーシャルワーカー認定機構検討委員会を発足させている。その委員会の検討結果として、2010（平成22）年4月に会員に向けて16頁からなる冊子「認定社会福祉士（医療分野）取得の手引き」を発行し、新たな資格の取得を呼びかけた。そして、翌2011（平成23）年には日本協会の理事会において、当面の名称を「認定医療社会福祉士」と定め、同年5月に136名が認定医療社会福祉士の審査¹⁾に合格した。

本稿は、社会福祉専門分野が高齢、児童、障害、

行政、医療とある中で他の専門分野に先駆けて日本協会が創設した認定医療社会福祉士制度を概観することを目的とする。

1. 認定医療社会福祉士が登場した経過

先の衆議院厚生労働委員会の付帯決議を受けて、2008（平成20）年に社会福祉士の職能団体である日本社会福祉士会は「専門社会福祉士研究会」を設置して報告書を出し、2010（平成22）年には「専門社会福祉士認定制度準備委員会」に発展させている。日本協会もそれぞれの委員会に会長が委員として出席している。その中で、日本協会が独自に認定医療社会福祉士制度を創設した背景について、「認定社会福祉士（医療分野）取得の手引き」に当時、会長であった笹岡眞弓氏は「専門社会福祉士研究会において専門社会福祉士は概ね実践経験が13年以上の者が取得できるものため専門社会福祉士に至るまでの中間的存在として認定社会福祉士の制度も必要であり、『それは専門分野ごとに検討する必要がある』となった²⁾」と著している。すなわち、専門社会福祉士の資格を取得するまでの中間的資格が必要であり、その検討は各専門分野に委ねられたので日本協会内に検討委員会を発足させ、医療分野における専門的なソーシャルワーカーの資格として「広く国民にその質の担保するために、日本協会として認定制度の仕組みを作った」のである。

2. 認定医療社会福祉士の定義

「認定医療社会福祉士手帳」の中で認定医療社会福祉士について「社会福祉士及び介護福祉士法の定める相談援助をおこなう者であって、保健医療分野においての社会福祉実践に関する専門知識と技術を有し、科学的根拠に基づいた業務の遂行、及びスーパービジョンを行うことができる能力を有することを認められた者をいう」³⁾と定義している。

3. 認定医療社会福祉士の取得条件

認定医療社会福祉士の取得には、保健医療分野の実務経験および教育・研究経験が8年以上あることが条件となっている。また、現職が教員の場合は実務経験5年以上に加えて、社会福祉学教育の中で保健医療分野を担当する教員歴を合わせて8年以上であることとしている。保健医療分野の実務とは、病院、診療所を含む医療機関、介護老人保健施設、地域包括支援センター等を指している。次いで、認定医療社会福祉士取得に関わる研修などにおいて、合計180ポイント以上の取得が条件となっている。ここまでは、第一段階で、第二段階として、ポイント認定後に課せられるレポート審査に合格することが要件となっている。なお、今回の認定医療社会福祉士の資格取得には2年間の経過措置がある。経過措置者には、ポイント取得期間が社会福祉士及び介護福祉士法成立後から2012(平成24)年3月までになっており、社会福祉士登録後の研修ポイントでなくとも良いとされている。経過措置後は社会福祉士登録者であり、対象となるポイントは社会福祉士の登録が済んでから参加した学会や受講した研修等が対象となる。さらに、研修は日本協会が主催した現任者研修が60ポイント以上あることが条件となっている。最後に、認定医療社会福祉士は更新制であり、有効認定期間は5年間と定められている。

4. 認定医療社会福祉士資格取得に関わるポイント基準

認定医療社会福祉士資格取得に関わるポイント基準の認定審査の対象となる項目と代表的な履修ポイント⁴⁾を抜粋する。

1) 学会参加

- ①日本医療社会事業学会 10ポイント
- ②日本医療社会福祉学会 10ポイント
- ③その他学会 5ポイント～10ポイント

2) 講習会・研修会の受講

日本医療社会福祉協会主催の研修会

- ①医療ソーシャルワーカー基幹研修Ⅰ 20ポイント
- ②医療ソーシャルワーカー基幹研修Ⅱ 20ポイント
- ③その他講習会・研修会の受講 10ポイント～40ポイント

3) 論文・著作等

- ①協会機関誌「医療と福祉」等掲載論文の筆頭著書 20ポイント
- ②著書・編纂書の共同執筆者 20ポイント
- ③その他論文・著作等 5ポイント～40ポイント

4) 学会発表

- ①全国規模の学術大会のシンポジストや講師 20ポイント
- ②全国規模の学術大会一般発表の筆頭演者 10ポイント
- ③その他学会発表 5ポイント～10ポイント

5) 講習会・研修会講師

- ①協会主催の研修会講師 10ポイント
- ②都道府県協会主催の講師 5ポイント
- ③その他講習会・研修会講師 5ポイント～10ポイント

6) 論文・学会演題の査読

- ①協会機関誌「医療と福祉」の投稿論文の査読 5ポイント
- ②日本医療社会事業学会演題査読 5ポイント

- 7) 実習指導者としての業績
 ソーシャルワーク実習の主たる指導者
 5ポイント
- 8) 日本医療社会事業協会・都道府県協会理事・幹事
 ①日本協会理事Ⅰ期 5ポイント
 ②都道府県協会理事Ⅰ期 3ポイント

認定者には5年間の有効期限を示した認定医療社会福祉士認定証が発行される。

6. 2010（平成22）年度の認定医療社会福祉士事業の経過

2010（平成22）年度の医療社会事業協会の総会、臨時総会を経て、2010（平成22）年11月に第1回の経過措置者の申込開始の案内が会員に届いた。それによると申込み期限は2010（平成22）年12月1日から翌年の3月1日までであった。しかし、2010（平成22）年度の事業計画では認定事業収入600万円を計上してあり、かなりの申請者を見込んでいたと思われるが予想に反して申請者が少なかったためか、申込み期間は後に2011（平成22）年4月10日まで約1か月間延長された。筆者もこの延長期間に、①社会福祉士免許証の写し、②認定医療社会福祉士認定審査申請書（審査料振り込み証明書添付）、③勤務先の実務経験証明書、④ポイント認定対象資料を同封して申請をおこなった。資料を揃えるに当たっては、日本協会主催の研修会は出張の復命書のコピー、共同著書や論文は表紙と執筆者一覧のコピー、研究発表は抄録集の表紙と抄録のコピーなど約40枚に及んだため鏡を付けたが、手間のかかる作業であった。なお、書類一式申請後の4月末にレポート課題として、事例問題と小論文の2編の課題が送られて来た。課題レポートを作成し、認定事業部に送付した結果、7月に「認定医療社会福祉士」合格の通知が届いた。通知書に書かれてあった登録申請手続きに基づいて認定手数料1万円の納付書を添えて申請をした。8月になって「認定医療社会福祉士認定証」が2011年5月29日付けで交付された。認定証には、有効期間が2011年4月1日から2016年3月31日までとなっており、続いて、「なお、2015年6月1日～10月31日までの間に更新手続きが必要になります」と記されていた。

5. 認定医療社会福祉士取得の流れ

認定医療社会福祉士の取得要件を満たした場合の申請手続き⁵⁾を概観しておく。

- 1) 申請手続き
 取得要件を満たした時は次のような書類を準備し、日本協会認定事業部に郵送する。
 ①社会福祉士免許証の写し
 ②認定医療社会福祉士手帳「研修記録編」(2011年7月発行)
 ③研修等の受講を証明する添付資料綴り
 ④認定医療社会福祉士認定審査申請書（審査料5000円の振り込み証明書添付）
 ⑤勤務状況を証明する実務経験証明書
 ⑥ポイント申告書
- 2) レポート課題
 日本医療社会福祉事業協会認定事業部(以下、「認定事業部」と略す。)で必要書類とポイント確認を行い、要件を満たした者に対して、レポート課題が郵送される。期日までにレポート2編を作成して認定事業部に郵送する。
- 3) 認定医療社会福祉士認定審査委員会開催
 認定事業部は毎年5月に開催される全国日本医療社会福祉協会の大会に合わせて、認定医療社会福祉士認定審査委員会を開催して審査を行い、審査結果に基づいて日本協会が認定する。
- 4) 認定医療社会福祉士の申請と登録
 申請者へ審査結果通知を行う。合格者には申請書と認定登録料(10,000円)納付用紙も送付される。日本協会に認定登録申請を行い、納付確認後認定登録(名簿管理)される。
- 5) 認定証の発行

7. 認定医療社会福祉士の役割と担保しておきたい力量

では、新たな資格制度となった認定医療社会福祉士像とはどのようなものか、それについては、2011年7月に日本協会が発行した「認定医療社会福祉士手帳」の中で認定医療社会福祉士の役割と担保しておきたい力量⁶⁾について次のように書かれている。

1) 認定医療社会福祉士の役割

- ① 困難及び多問題ケースに対応できる。
- ② 職場内で中堅的立場としてリーダーシップを取る。
- ③ 業務管理運営を理解して適切な行動が取れる。
- ④ 実習指導など人材育成において、指導的役割を担う。
- ⑤ 関連分野の知識をもって、他職種と連携をする。組織内でのコーディネートを行う。組織外に対して、自分の立場から発言ができる。
- ⑥ 地域の関係機関、関連職種と連携を図り、地域の保健医療福祉システムづくりを行う
- ⑦ 患者の権利擁護に関する知見を有し、対外的に行動できる。

2) 認定医療社会福祉士として担保しておきたい力量

- ① 総合実践能力
倫理的思考に基づいた倫理実践であり、必要な知識、技術を駆使し業務を遂行できる実践能力を持つ。
- ② 総合的保健医療分野の専門的知識
ジェネリック・ソーシャルワークを理解し、保健医療分野における専門的知識を有している。
- ③ 保健医療分野の専門的技術
保健医療分野における面接技術、アセスメント技術、介入技術、グループ介入技術、地域介入技術、アドボケイトのための技術など必要な技術を有している。

④ 患者アドボケイト能力

患者など、クライアントの安全や不利益を守り、患者やクライアントの自己決定を尊重できる。

⑤ リーダーシップ能力

スタッフへの影響力を考慮し、スタッフに対して動機付けができ、適切なコーチング(指導力) チーム効率の促進、変革の促進などを図ることができる。

⑥ 組織内ネットワーキング

組織の構造・機能を理解し、他部門、他職種との連携ができる。

⑦ 組織外ネットワーキング能力

地域文化性や特徴を理解し資源を活用できる。さらに関係機関や大学など組織外のネットワーキングができる。

⑧ コンフリクトマネジメント能力

問題解決のためのマネジメントを行い、トラブル解決のための処理を迅速に行える。葛藤が生じる機関、部門などで生じる葛藤を予測でき、プロトコルを作成できる。

⑨ 業務運営能力

組織目標への貢献を含め、業務に対する計画、企画力、業務のタイムマネジメント、業務効率の促進、リスクマネジメント、スタッフ管理・人員配置も含む。

⑩ スーパービジョン能力

新人のソーシャルワーカー、実習生、研修生等の指導を行うことができる。

⑪ 研究能力

研究課題を設定し、それに基づく計画を立案する。また、そのための予算獲得やプロトコルを書くことができる。

おわりに

今回、日本医療社会福祉協会が高齢者、児童、障害、行政などの専門分野に先駆けて認定制度を創設した背景として、医療現場のスピード感が増す中で、新たな職種として医療情報管理士や医療

クレークなど事務職系の専門職が生まれてきていることにも要因がある。医療現場が日々変化していく中で、MSWも従来の医療相談室の枠を超えて、地域医療連携課や総合相談室に席をおくような組織改編に伴い、看護師や事務系の専門職員など多職種と業務を行うようになってきている。多くの専門職がひしめく「医療遂行の場」で福祉を基盤に患者支援を行っていくMSWには、ある意味において業務のせめぎ合いに晒されるという危機感をもって、さらなる専門性を追求し、資質を高めていくことが求められている。

また、10年程前まで、医療機関におけるMSWは1人職場か、多くても数人であるのが一般的であった。しかし、今日、医療機関における在院日数の短縮化と介護保険の導入を受けて、在宅支援と地域連携をキーワードに、それらの業務の一端を担うMSWが必要とされるようになり、多くの医療機関に若いMSWが増えてきている。MSWの複数化は院内外から多くの役割が期待されることにほかならない。スーパーバイズを必要とする若いMSWで複数化した職場には管理業務も増え、組織化する必要性も生じている。今回、日本医療社会福祉協会が文章化した認定医療社会福祉士の役割と担保しておきたい力量は、中堅MSWの目標とすべきものになる。昨今の医療情勢による外的要因と内的要因を考えれば「認定医療社会福祉士」の創設は、日本社会福祉士会が準備している「認定社会福祉士・認定専門社会福祉士」との整合性に課題を残しつつも必然性の高いものであったと考える。

引用文献

- 1) 「(公社)日本医療社会福祉協会ニュース」 No. 23-2
2011年7月25日 pp1
- 2) 「認定社会福祉士(医療分野)取得の手引き」日本医療社会事業協会 2010年4月 pp1
- 3) 「認定医療社会福祉士手帳 制度の手引き編」日本医療社会福祉協会 2011年7月 pp4
- 4) 前掲書 pp12~14
- 5) 前掲書 pp9~10
- 6) 前掲書 pp5~6